

防火管理
者選任、
避難施設
の管理、
訓練の実施等
の項目を点検

防火対象物 点検報告

防災管理者の選任、
自衛消防組織の設置、
地震による被害の
軽減対策等の項目を点検

防災管理 点検報告



安心のビル管理のための制度です。

防火対象物点検は、特定用途で収容人員300人以上の大規模建物と特定一段階の危険性が高い構造用途の建物が点検対象です。

防災管理点検は、11階以上で延べ面積1万m²以上等の大規模建物等が点検対象です。

したがいまして、大規模な建物、高層建築物、飲食店等が入居する雑居ビルが点検の対象となります。

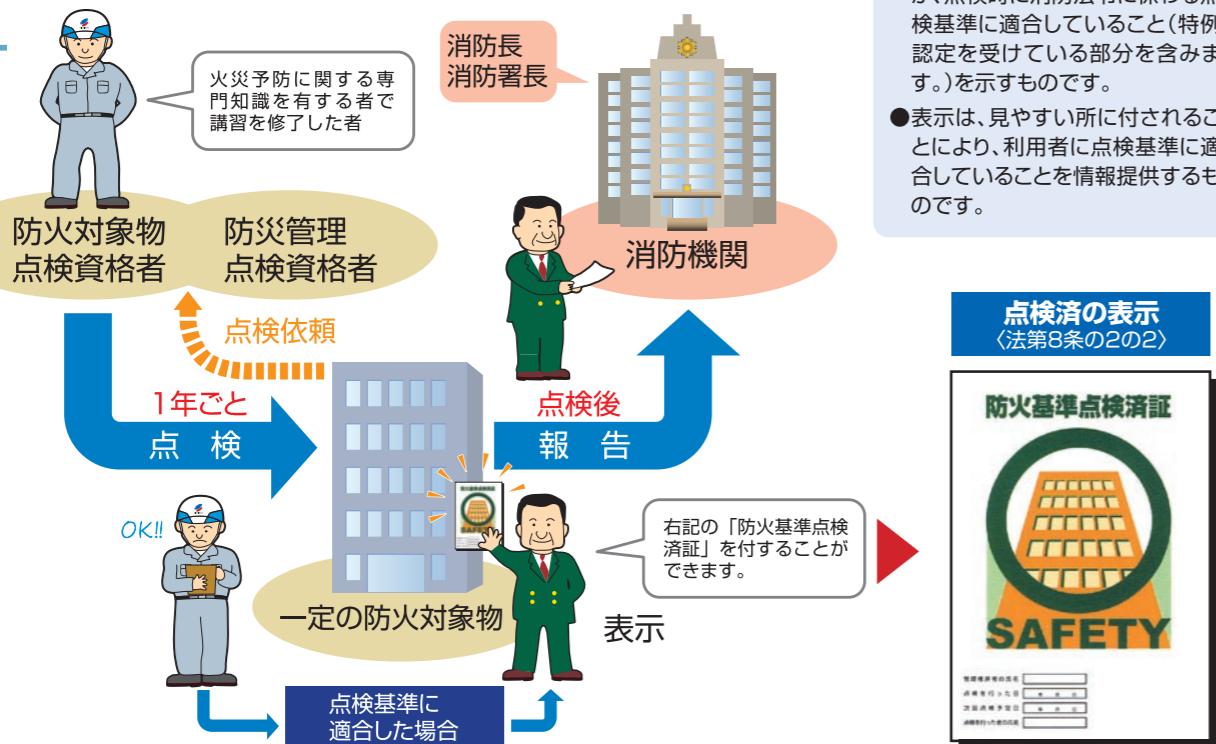
防火対象物点検

平成13年9月1日に起きた新宿歌舞伎町の雑居ビル火災。この火災を踏まえ、消防法が大幅に改正・強化されました。(平成15年10月1日施行)防火管理者の選任、訓練の実施、避難施設の維持管理等について強化されました。その防火管理の徹底を図るために設けられた点検制度です。

防災管理点検

平成19年6月大規模地震等に対応した自衛消防力の確保を目的とした消防法の改正が行われ、自衛消防組織の設置や防災管理制度が新たに創設されました(平成21年6月1日施行)。大規模・高層建築物における防災管理制度の実施状況について設けられた点検制度です。

1 点検報告の流れ



2 資格者による点検

点検は、防火対象物の火災の予防に関し専門的知識を有する
防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者に行わせなければなりません。

- 防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者は、総務大臣の登録を受けた登録講習機関が行なう講習を修了し、免状の交付を受けた者のことです。
- 防災管理者として3年以上の実務経験を有する者などがこの講習を受講することができます。

点検資格者は、消防法令に定められている次のような項目を点検します。
(次に示す点検項目はその一部です。)

- 防災管理者、防災管理を選任しているか。
- 消火・通報・避難訓練を実施しているか。
- 避難階段に避難の障害となる物が置かれていなか。
- 防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていなか。
- カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付けられているか。
- 消防法令の基準による消防用設備等が設置されているか。



3 点検報告を必要とする防火対象物

防火対象物点検

表1の用途に使われている部分のある防火対象物では、表2の条件に応じて防火対象物全体で点検報告が義務となります。

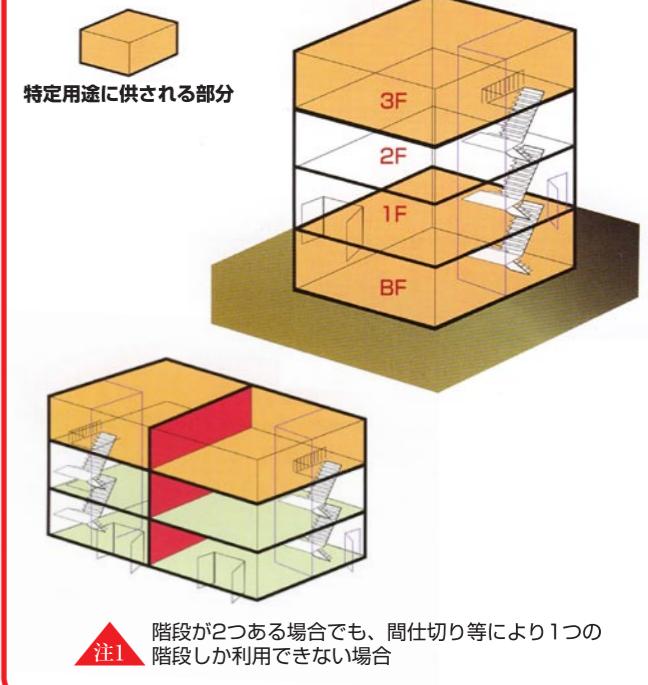
[表1]

	用 途
1項	イ.劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ.公会堂又は集会場
2項	イ.キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ.遊戯場又はダンスホール ハ.ファッションマッサージ、テレクラなどの性風俗営業店舗など
3項	イ.待合、料理店その他これらに類するもの ロ.飲食店
4項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5項	イ.旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの イ.病院、診療所または助産所
6項	ロ.老人福祉施設、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設など ハ.幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
9項	イ.公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16項	イ.複合用途防火対象物のうち、その一部が上記に該当する用途に供されているもの
16の2項	地下街
16の3項	

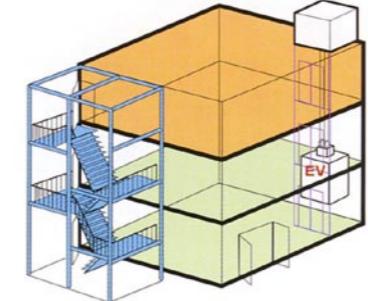
[表2]

防火対象物全体の収容人員	点検報告義務の有無
30人未満	点検報告の義務はありません
30人以上300人未満	次の1及び2の条件に該当する場合は点検報告が義務となります。 1.特定用途(表1の1から9に該当する用途のことが3階以上の階又は地階に存するもの) 2.階段が1つのもの(屋外に設けられた階段などであれば免除)
300人以上	すべて点検報告の義務があります

点検報告が必要な防火対象物のイメージ



点検報告の必要なないもの



注2 階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合

防災管理点検

平成19年6月の消防法改正により、大規模建築物等については、防災管理業務の実施が義務付けられ、その実施状況を毎年1回定期的に防災管理点検資格者に点検させ、その結果を消防機関に報告する防災管理点検報告制度が創設されました。

対象用途

劇場等(1項)	風俗営業店舗等(2項)
飲食店等(3項)	百貨店等(4項)
ホテル等(5項イ)	病院・社会福祉施設等(6項)
学校等(7項)	図書館・博物館等(8項)
公衆浴場等(9項)	車両の停車場等(10項)
神社・寺院等(11項)	工場等(12項)
駐車場等(13項イ)	その他の事業場等(15項)
文化財である建築物(17項)	

規模

- ①階数が11以上の防火対象物
延べ面積 1万m²以上
- ②階数が5以上10以下の防火対象物
延べ面積 2万m²以上
- ③階数が4以下の防火対象物
延べ面積 5万m²以上

(階数は、地階を除く)

地下街(16項の2)

+ 延べ面積1,000m²以上

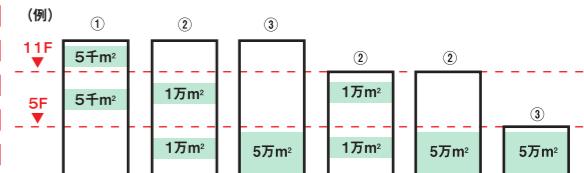
規模(複合用途防火対象物(16項)における考え方)

対象用途に供する部分の全部又は一部が… 対象用途に供する部分の床面積の合計が…

①11階以上の階にある防火対象物 → 延べ面積 1万m²以上

②5階以上10階以下の階にある防火対象物 → 延べ面積 2万m²以上

③4階以下の階にある防火対象物 → 延べ面積 5万m²以上



*防災管理対象物全体が防災管理業務実施の対象になります。

※共同住宅(5項口)、格納庫等(13口)、倉庫(14項)は含まれない。

特例認定

1 特例認定制度の流れ

■ 表示

- 表示は、防火対象物の全ての部分が、3年間継続して消防法令を遵守しているとして認定を受けていることを示すものです。
- 表示は、見やすい所に付されることにより、利用者に消防法令を遵守していることを情報提供するものです。

消防機関に申請してその検査を受け、一定期間継続して消防法令を遵守していると認められた場合、その旨の表示を付することができるとともに、点検報告の義務が3年間免除されます。



2 認定の要件

消防長又は消防署長は検査の結果、消防法令の遵守状況が優良な場合、点検報告の義務を免除する防火対象物として認定します。

認定要件

消防機関は、消防法令に定められている次のような要件に該当するかを検査します。

(以下の要件はその一部です。)

- 管理を開始してから3年以上経過していること。
- 過去3年内に消防法令違反したことによる命令を受けていないこと。
- 過去3年内に防火対象物点検報告が一年ごとにされていること。
- 防火管理者の選任及び消防計画の作成の届出がされていること。
- 消火訓練及び避難訓練を年2回実施し、予め消防機関に通報していること。
- 消防用設備等点検報告がされていること。

3 認定の失効

- 認定を受けてから3年が経過したとき
※失効前に新たに認定を受けることにより継続できます。
- 防火対象物の管理について権限を有する者が変わったとき

4 認定の取消し

- 消防法違反が発覚した場合、消防機関から認定を取消されます。

防火対象物定期点検報告のご依頼・ご相談は当社まで



もうひとつの防災110番

株式会社ニチボウ

<http://www.nitibou.co.jp>



〒141-0022 東京都品川区東五反田1-9-5
TEL 03-3444-6241(代表)
FAX 03-3444-3061(代表)
e-mail info@nitibou.co.jp

【営業案内】防災設備のコンサルティングから開発・製造・施工・保守・24時間緊急対応